

答 申

第1 当部会の結論

本件審査請求には理由がないことから棄却されるべきとする審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、平成29年2月24日付けで、重度訪問介護延べ830時間/月を希望する旨及び希望どおりの時間が支給されなかった場合は却下理由について文書で附記するように求めた介護給付費等の申請書を処分庁に提出した。
- 2 処分庁は平成29年8月2日付け〇〇〇〇で、重度訪問介護 延べ690.5時間/月等とする支給決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、平成29年11月1日付けで、兵庫県知事に対し、本件処分の取り消しを求める審査請求を行った。

第3 関係法令等の定め

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第20条第1項は、介護給費の支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない旨が定められており、同法施行規則（以下「規則」という。）第7条では、障害者等の氏名、居住地等申請にあつて記載すべき必要事項が定められている。
- 2 法第21条第1項は、市町村は、支給申請があつたときは、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行い、法第22条第1項は、市町村は、支給申請にかかる障害者の障害支援区分、介護を行う者の状況、当該障害者の置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事項を勘案して支給要否決定を行うものとする旨規定し、同条第7項は、市町村は、支給決定を行う場合は、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として支給量を定めなければならない旨規定している。法は、市町村が支給要否決定及び障害福祉サービスの種類や支給量を決定することについて、勘案事項として勘案すべきことを規定しているが、具体的な基準を規定しておらず、勘案事項は、抽象的な事項も含まれている。

また厚生労働省は、支給決定事務については、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」を定めており、その中で、「支給決定基準」について、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。その際、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対す

る支給量の上限となるものではないことに留意すること。」、支給決定基準の定め方について、「支給決定基準は、障害支援区分のほか、介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無等）等の勘案事項を基礎に設定することが想定される。なお、置かれている環境（居住の状況等）等、あらかじめ数値化するのが困難な事項については、個々に勘案するようにすることが適当である。」としている。

- 3 行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号では、申請とは、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものと定められている。また、同法第8条第1項では、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない旨が定められており、同条第2項には、第1項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示さなければならないとされている。

第4 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

処分庁が審査請求人に対し、平成29年8月2日付けで行った本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

（1）処分理由の附記について

ア 本件について、一部拒否処分の理由の附記がなく、口頭での説明もない。また、いかなる事実関係にいかなる基準を適用したかも明らかではない。

イ 行政手続法第8条第1項により、許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し当該処分の理由を示す必要がある。この規定が設けられた趣旨は、行政庁の判断の慎重性、合理性を担保し、当該拒否処分を争うための便宜を与えるためである。

ウ 福島地裁 H19.9.18 判決で、支給量申請を一部拒否する処分についての理由を附記しなかったことが違法と判断されている。

エ 東京高判 H13.6.14 等では、処分に附すべき理由やいかなる事実関係にいかなる基準を適用したかも、申請者が了知し得る程度に記載すべきとされている。

（2）支給量について

ア 審査請求人は自発的な発語がなく、気管切開を行っており、介護指示や寒暑の訴えもなく、常時介護者が体温調節や表情の変化等で必要な介護を行っている。

イ 今回の決定時間では、特に夜間に、支援者不在の時間が3.5時間もあり、審査請求人の生命の危機にさらされる危険性がある。

ウ 日本国憲法第13条に「すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とあるが、支援者がいないと日常生活

を営めない審査請求人は、基本的人権が尊重されない状況に夜間毎日置かれている。

エ 処分庁は、「僕が今見て判断しました。この方は夜間ヘルパーがいなくても大丈夫です」と1度しか会ったことのない審査請求人に対して、人権や尊厳を無視した対応を伝えた。

オ この支給決定では、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定される「障害のないものと同様の生活」は到底送ることができない。

第5 審理員意見書の要旨

1 審理員の意見の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査（平成26年法律第68号）法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員の意見書の理由

（1）理由附記について

ア 請求人は、処分庁がなした本件処分は一部拒否処分であり、拒否に関する理由を決定に附記することが必要であるところ、本件処分決定時に一部拒否処分の理由が附記されていないので、違法と主張している。

イ 確かに、行政手続法第8条第1項により、行政庁は、「申請により求められた許認可等を拒否する処分」をする場合には、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとされている。しかしながら、申請の際の支給量を含む障害福祉サービスの利用に関する請求人の意向は、処分庁が介護給付費等の支給の要否を決定する際の勘案事項の一つであって、申請の具体的な内容ではなく、請求人が希望する支給量とは異なる支給量を決定したことをもって、「申請により求められた許認可等を拒否する処分」となるものではない。これは、規則においても、支給申請の記載事項に希望支給量までは含まれていないことから、希望支給量は、勘案事項の一つであると解される。

また、処分庁が、希望支給量は勘案事項の一つであり申請の具体的な内容ではないと解釈することと、処分をするにあたっては支給量を定める必要があることから、処分庁が、決定された支給量に不服があるとして審査請求された場合にその不服申立を受け付けることは、論理的に矛盾するものではない。よって、本件処分に理由附記がなされなかったことをもって違法とすることはできない。

（2）本件処分について

本件処分は、処分庁の非定型審査会において、既に重度訪問介護690.5時間/月で是認された処分の更新である。本件処分に当たり、処分庁は、審査請求人の心身の状況や他のサービスの利用状況等を勘案して決定していることが認められ、勘案事項等を検討した結果、支給量を増やすべき事由は確認できなかったとする処分庁の主張に不合理な点はなく、違法・不当な行政処分とは認められない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第6 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の判断の趣旨

本件審査請求は棄却すべきである。

2 審査庁の判断の理由

関係法令等に則り適切に支給決定が行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件審査請求に係る審理手続は、行政不服審査法に基づき適正に行われている。

第7 当部会の判断

1 審理手続について

審査庁における審理員の指名及び審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項及び第2項、第29条第1項、第2項及び第5項等の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

2 本件処分にかかる処分庁の判断等について

(1) 理由附記について

ア 請求人は、本件処分は一部拒否処分に当たるものであることから、決定にあたって拒否に関する理由を附記することが必要であるにもかかわらず、本件処分決定時に一部拒否処分の理由が附記されていないことをもって違法と主張している。

イ 行政手続法第8条第1項によれば、行政庁は、「申請により求められた許認可等を拒否する処分」をする場合には、申請者に対し、同時に当該処分の理由を示さなければならないとされている。

ウ しかし、法第22条第1項では、市町村は障害者等の障害支援区分等を勘案して「支給の要否の決定を行うもの」とされており、また、規則第12条第1項第7号において、障害者等の障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容が勘案事項の一つとして規定されていることから、請求人が希望する支給量とは異なる支給量を決定したことをもって、「申請により求められた許認可等を拒否する処分」となるものではない。これは、規則においても、支給申請の記載事項に希望支給量までは含まれていないことから、希望支給量は、勘案事項の一つであると解される。

エ なお、処分庁が、希望支給量は勘案事項の一つであり申請の具体的な内容ではないと解釈することと、処分をするにあたっては支給量を定める必要があることから、処分庁が、決定された支給量に不服があるとして審査請求された場合にその不服申立を受け付けることは、論理的に矛盾するものではない。

オ 以上のことから、本件処分に理由附記がなされなかったことをもって違法とすることはできない。

(2) 本件処分について

本件処分は、平成28年9月28日に開催された非定型審査会において、重度訪問

介護 690.5 時間／月で是認された処分の更新である。処分庁は、本件処分に当たり、書類の確認、審査請求人への訪問調査等により把握した審査請求人の心身の状況、他のサービスの利用状況等を踏まえた上で、これまでの支給量と比較して、直近と同じ支給量での支給決定を行っている。これは法第 22 条第 1 項に定める事項を勘案して支給の要否の決定を行っているものと認められることから、本件処分は違法・不当な行政処分とは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、当部会は、前記第 1 のとおり判断する。